決算短信の監査の必要性―適時開示の信頼性

Necessity of Audits of Earnings Releases-Reliability of Timely Disclosure

久 保 幸 年

はじめに

証券市場における投資者の投資判断において重要な影響を及ぼすべき企業内容等に関する情報の開示の重要性を踏まえ、上場会社等に対して開示規制が設けられている。この開示規制として、金融商品取引法による公的規制としての法定開示と自主規制機関たる金融商品取引所(以下「取引所」という。)の規則等による自主規制としての適時開示が設けられている。また、株主に対する開示規制として会社法による開示もあげられる。これらの開示規制における開示の時期の相違及び開示情報の重複・関係等を踏まえ、それぞれにおける開示対応がいろいろと論議されているところである。こうした論議の状況及び最近の不正会計による虚偽開示(いわゆる東芝事件等)による重大な影響を受けて、金融庁の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ(以下「DWG」という。)においても開示規制に関する論議がなされ、DWG報告書「建設的な対話の促進に向けて」(2016年4月)が公表された。

同報告書において、証券市場に対する上記の開示規制について、開示の時期や内容等の見直しについて見解が表明された。その中で、適時開示における決算短信及び四半期決算短信については、法定開示の有価証券報告書・四半期報告書の「確報」に対する「速報」として位置づけられ、短信公表前に公認会計士(監査法人を含む。以下、同じ。)による監査及び四半期レビューが終了している必要はないことを明確にすべきとの指摘がなされた(同報告書5頁)。また、短信の開示時点において、添付資料としての連結財務諸表を開示しなくとも投資判断を誤らせるおそれがない場合には連結財務諸表は開示不要とし、開示可能となった段階での開示を認めるとしている(同報告書6頁)(注1)。

このように、決算内容を適時開示する場合の様式である短信^(注2)において開示される財務諸表等について公認会計士監査は不要であること、すなわち適時開示における財務諸表等に係る適正性に係る確証は不要であるという決算内容に関する適時開示の枠組み作りの提言がなされた。ここで、適時開示の枠組みは、法定開示の対象や機能等を適切に認識して、証券市場の現場に精通している自主規制機関として果たすべき自主規制の一環として、適時適切に信頼性のある投資判断情報を開示する役割を果

たし得るように構成されなければならないものである。そのため、適時開示の基本的スタンスについての十分な理解を得てから、決算内容の開示という重要な投資判断情報の開示の枠組みが検討される必要がある。しかし、DWG報告書の内容及びDWGにおける審議内容においては、適時開示の基本的スタンスや決算内容の開示に対して取引所が監査を求めてきた歴史的対応等についての十分な理解が得られていないように思われる。

そこで、本稿においては、上記のDWG報告書における決算短信に係る提言、すなわち①決算短信を「速報」として監査人の監査が不要であるとすること、②決算短信は売上高・総資産等の財務諸表等の特定の項目等を掲げるサマリー情報(連結財務諸表作成の場合は連結業績、非連結の場合は業績の記載を取り上げる。以下、同じ。)のみとして当該財務諸表等は開示不要とすることについて、適時開示の意義及び適時開示情報の信頼性の観点から論述することとする。

1. 投資判断情報の開示の重要性

証券市場における投資は、投資者の自己責任が原則であるから、投資判断に必要な情報すなわち投資者が自己責任を負うに足る情報の提供となる企業内容等の開示は投資の大前提となり、その必要性と重要性は改めて言うまでもないところである。この証券市場を規制する金融商品取引法の目的規定において、投資判断に必要な企業内容等の開示制度の構築を明記しているのもそのためである(金商法1条)。この法の目的を踏まえて、公的規制として具体的な法定開示制度が同法において規定されている。

証券市場において情報開示が適切に行われているというためには、①公正な価格の下で公正円滑に取引がなされるための制度が整備されていること、②その制度が遵守され、公正円滑な取引が実現しているとの投資者の市場の公正性に対する信頼が確保されていること、の2つが不可欠の要件である。投資の自己責任原則の下で投資者が市場参加するについては、①の要件だけでは十分ではなく、①の実績つまり制度の整備及び運用(実効性)についての投資者の信頼確保という②の要件も重要である。したがって、企業内容等に関する適時、的確な開示規制が整備され、当該開示規制が実際に市場で機能しているとの信頼を投資者から得られていることが必要である。市場に対する適切な情報提供は、文字どおり、証券市場の基盤(インフラ)としての性格を有するものであり、開示主体たる上場会社にあっては、こうした認識を明確に有していることが極めて重要なことである。

このように、企業内容等に関する投資判断情報の開示が適切に行われて投資者が投 資判断の自己責任を受け入れる前提が整えられることとなった段階において、合理的 な投資判断の投合による価格発見という市場機能の下に公正円滑な市場取引が実現す ることとなる。このように、証券市場における投資判断情報の開示に対する投資者からの信頼の確保が市場に対する信頼性確保の上で極めて重要な役割を果たすこととなることから、東芝事件等のような不正会計による虚偽の情報開示は市場に対する重大な不信を招くものであり、厳しく排除されなければならないものである。

2. 適時開示の意義―自主規制措置としての適時開示

適時開示とは、証券市場を開設している機関が、その市場の適切な管理運営を果たし、もって公益及び投資者保護を図るために、当該証券市場において取引の対象となる上場有価証券の発行者に対して義務付けている企業内容等に関する情報開示をいう。すなわち、適時開示は、上場会社等が、その上場有価証券に関する投資者の投資判断に影響を及ぼすべき情報を、証券市場における自主規制機関たる取引所の定める規則等に基づいて開示する仕組みである (注3)。

現行の適時開示は、取引所の規則の一つである有価証券上場規程(以下「上場規程」という。)によりその実施が義務付けられているので、上場会社にとっては金融商品取引法上の法定開示制度に準じた事実上の制度開示として位置づけられているものである (注4)。この適時開示制度を設けている取引所は、証券市場を開設し、これを管理運営することを目的とする自主規制機関であることから、証券市場における公益及び投資者保護に資する観点から、市場において公正円滑な取引が確保されるよう諸種の自主規制業務を行うこととなる。

そこで、金融商品取引法により、取引所が自主規制業務を適切に行うことが義務付けられており(金商法84条1項)、その自主規制業務の範囲も定められている(金商法84条2項各号)。その中で、上場有価証券の発行者が当該発行者に係る情報の開示または提供に関する審査及び上場有価証券の発行者に対する処分等の措置も自主規制業務とされていることから(金商法84条2項3号、取引所等府令7条4号)(注5)、上場会社が適時開示を適切に実施しているかを管理することは取引所の自主規制業務として法令により根拠づけられていると解される。したがって、取引所は、上場会社が適時、適切に企業内容等に関する開示を行い、投資判断情報の提供が証券市場に対して十分行われているかどうかについて常に留意していなければならないといえよう。このように、取引所は投資者の投資判断に影響を及ぼすべき重要な情報を開示するよう上場会社に求めなければならないため、適時開示は、取引所が証券市場を開設する自主規制機関として果たすべき自主規制機能の発現形態のひとつとして位置づけられるものである。

3. 適時開示による法定開示の補完

上場会社による証券市場・投資者への企業内容等の投資判断情報の開示ルートは、 ①金融商品取引法の公的規制による法定開示、②取引所の自主規制による適時開示、 ③上場会社による任意開示の3ルートから構成されている (注6)。①と②が規制開示 となるが、適時開示における決算短信を取り上げるに際して、そもそも②の適時開示 が①の法定開示を補完しており、規制開示において重要な役割を果たしていることを 明らかにしておくことが必要である (注7)。そこで、以下において、金融商品取引法 による法定開示制度を構成する定期開示と臨時開示に分別して、この点を論述する。

(1) 定期開示における適時開示による法定開示の補完

事業年度毎の法定開示資料である有価証券報告書は、一般に電子開示システムのEDINETを利用して、事業年度終了後3カ月以内に内閣総理大臣(財務局)に提出され(金商法24条1項)、公衆縦覧に供される(金商法25条1項4号、27条の30の7)。有価証券報告書の提出・開示を定時株主総会の前に行うこともできるようになっているが、定時株主総会後に有価証券報告書が提出・開示される場合が多いのが現状である。

一方、事業年度毎の定期開示に係る適時開示においては、電子開示システムのTDnetを利用して、「決算内容が定まった場合」に直ちに決算短信が取引所に提出され、広く一般に開示されることとなっている(上場規程404条、414条)。決算短信は、業績等の決算内容に関する開示資料であり、この決算短信による適時開示は一般に決算発表と呼ばれて、投資判断情報として広く利用されている。ここで、決算発表の多くが決算日後40日程度の時期に行われている (注8)。決算内容の開示についても、前述の三つの開示ルートがあるので、それらを時系列でまとめると、次の<決算内容に関する開示時期>のようになる。カッコ内は、3月期決算の上場会社の平均的な該当時期を示しており、有価証券報告書の提出の時期は定時株主総会終了後の一般的な例としている。

<決算内容に関する開示時期>

決算日(3月末日)→決算発表:決算短信の開示(5月初旬)→決算発表後の 決算説明会という任意開示→株主に対する定時株主総会の招集通知(計算書類 等)の送付(6月、定時株主総会開催日の2週間前までの時期)→定時株主総 会の開催(6月下旬)→有価証券報告書の開示(6月下旬)

このように、一般的に、有価証券報告書より約1ヶ月半以上前に決算短信が開示されている。こうした決算内容の開示の時系列をみると、仮に決算発表がなければ選択的開示は認められないことから任意開示の決算説明会も行われず、会社法と金融商品

取引法による法定の決算内容の提供・開示のみとなる。その場合、会社法により定時 株主総会の招集通知が株主となっている投資者に対しては計算書類等の決算内容が提 供されるものの、株主とはなっていない投資者には開示されず、その後の金融商品取 引法による有価証券報告書の開示がなされるまでの間、両者の間に決算内容という重 要な投資判断情報の非対称すなわち投資者間における不公平な情報格差を生ぜしめる こととなる。このような情報の非対称は公正な価格形成の下での公正円滑な取引確保 の観点からして解消されなければならないことは明らかである。

そこで、上記の<決算内容に関する開示時期>における決算内容の開示の時系列において示されているように、適時開示である決算発表により財務諸表等の決算内容が開示されることにより、株主である投資者と株主ではない投資者間の情報の非対称を解消することとなるから、決算短信の開示は非常に重要な役割を果たしているというべきである。このように、定期開示における適時開示による法定開示の補完の状況は明らかである。換言すれば、公正かつ公平な取引の確保の観点からして、この適時開示による法定開示の補完は適切になされなければならないものであるといえよう。

(2) 臨時開示における適時開示による法定開示の補完

臨時開示においては、法定開示の臨時報告書による開示対象情報(臨時報告書提出 事由)と適時開示による開示対象情報が大きく異なっている。また、開示の時期も異 なっている。そこで、臨時開示における適時開示情報の構成の枠組みを示せば、以下 の①から④のとおりである。

- ① 金融商品取引法による内部者取引規制における業務等に関する重要事実(以下「重要事実」という。)に該当する情報
- ② 公開買付等に関する情報
- ③ 臨時報告書の提出事由に該当する情報
- ④ その他の重要な企業情報として開示を求める情報

まず①の情報のうち、③の臨時報告書による開示対象となるものは少なく、①の情報を開示対象とする適時開示情報と臨時報告書提出事由とでは開示を求める情報自体が大きく異なっている。②の公開買付等に関しては、臨時報告書による開示対象とはされていない。

③を適時開示の対象としているが、適時開示において求めている開示の時期や開示項目については臨時報告書と異なる場合がほとんどであり、開示対象情報が同じである場合においても、両者による開示は異なっている。決定事実については、例えば「重要事実」と適時開示においては業務執行決定機関による「行うこと」の決定を対象とするが、臨時報告書提出事由においては「行われること」の決定いわゆる会社法

による正式決議機関による決定が開示対象とされている。適時開示は、内部者取引規制と同様に、投資判断において重要となる実質的決定を重視しているものである。また、発生事実については、例えば災害が発生した場合、適時開示においては、その損害の見込額の算定に時間を要するときは、当該損害額を除いた災害の事実の概要についてまず開示し、当該見込額が現時点では不明である旨(概算額が分かる場合はその額)及びそれ以外の開示事項の開示を行い、当該損害見込額が算定できた時点で追加開示することが求められている(東証「会社情報適時開示ガイドブック」)。これに対して、法定開示における臨時報告書の提出は、災害が発生し、それがやんだ場合であり、災害により被害を受けた資産の額、それに対して支払われた保険金額等が開示項目とされているので(開示府令19条2項5号)、開示の時期及びそれに応じた開示内容について適時開示とは大きく異なっている。

④の情報は、①の「重要事実」と比して、次のように「重要事実」と異なる情報から構成される。

- イ. 個別列挙されている「重要事実」(バスケット条項(金商法166条2項4号・8号)を除く「重要事実」)とは異なる投資判断情報として重要性が認められる情報ロ.「重要事実」に係る量的基準(決定事実及び発生事実に係る軽微基準並びに決算関係情報に係る重要性基準をいう。以下、同じ。)の適用対象情報のうち、当該量的基準を適用しない情報
- ハ.「重要事実」に係る量的基準とは異なる基準項目が適用される情報

このように、臨時開示における法定開示と適時開示とは大きく異なっており (注9)、臨時報告書提出事由の対象とはされていない重要な投資判断情報の開示により、適時 開示が法定開示制度による臨時開示を補完する役割を果たすこととなっている。

また、適時開示におけるTDnetによる開示は内部者取引規制の解除要件となる公表であることから(金商法施行令30条1項2号)、適切な適時開示は内部者取引の未然防止を図ることとなり、適時開示は金融商品取引法による取引規制の補完も果たしているといえよう。

4. 適時開示の基本的スタンス―財務諸表等の適正性を求める東証の歴史 的対応

東証は、上場会社に対して、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識して、「常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底する」という適時開示における基本的スタンスを規定している(上場規程401条)。この基本的スタンスは、現行規定におけ

るだけのものではなく、自主規制機関として歴史的に継承されてきたものである。特に、決算内容は投資判断情報として極めて重要な有用情報として位置付けて、東証は歴史的に対応してきた。こうした歴史的対応を的確に理解し、投資者保護の観点から求められる自主規制に基づく適切な開示対応が必要と考えられる。

そこで、決算内容を開示する財務諸表等の適正性を求める基本的スタンスを取り上げたのち、東証が決算内容の開示の先導的役割を果たしてきた連結財務諸表、中間事業年度毎の半期報告書(中間財務諸表)、四半期毎の四半期報告書(四半期財務諸表等)の開示及び監査・レビューを求めてきた対応を以下において概説し、今後も当該基本的スタンスの継続の必要性について取り上げることとする。

(1) 適時開示される決算内容に対する適正性の要求

上場会社が開示する財務諸表等についての公認会計士監査は、金融商品取引法の前身である証券取引法のときから義務付けられていた。定時株主総会に提出される決算書(計算書類)については、当初は総会で承認された計算書類について公認会計士監査がなされる制度(事後監査制度)であったが、1974年の株式会社の監査制度の強化充実を骨子とする改正商法等により総会提出前に公認会計士監査を受ける制度(事前監査制度)が商法監査として導入された。この事前監査制度は、商法上の大会社(資本金5億円以上または負債200億円以上の株式会社)が対象とされ、現行の会社法においても引き継がれている。

この事前監査制度の新規導入を踏まえて、東証は商法上の大会社に該当しない上場会社すなわち商法監査の適用対象とならない上場会社に対して、「監査役に提出する商法計算書類及び同附属明細書について、事前に公認会計士又は監査法人(以下、公認会計士等という。)の指導、助言等を受けて、適正かつ適法な決算の確保に努めること。」を要望した(東証上管第1007号「改正商法等の施行に伴う要望について」1974年12月)。この要望という対処は、上場会社間における決算内容の開示に対する信頼としての適正性の確証に差異が生ずることは適当でないとの視点からのものと考えられる。

商法監査における事前監査制度の導入後は、決算発表が大幅に遅れることとなった。こうした事態を受けて、東証は、決算発表が「大幅に遅れることは一般投資者の適切な投資判断に支障をきたすばかりでなく、情報の不当利用や不正確な情報流布による不公正取引の発生の原因」ともなることを指摘したうえで、次のことを上場会社に要望した(東証上場第189号「決算発表に関する要望について」1976年4月)。

- 1. 会計に関する社内体制の一層の充実を図り、会計監査人に対する決算書類等の早期提出に努める。
- 2. 会計監査人との連絡を常時緊密にし、その協力を得て期中監査の一層の充実に意をつくす。
- 3. 決算方針、会計処理上の問題点等に関し、会計監査人との十分な意見調整を 事前に図る。

などの点に十分なご配慮を賜り、決算書類等の正確かつ迅速な作成に努められる とともに、決算内容の発表については、会計監査人から特に問題となる点がない との事実上のご了承を得られた段階においては、速やかに行われるよう、ここに 要望いたします。

この東証の要望は、決算発表遅延による問題点を指摘したうえで、財務諸表等の適正性が実質的に確証された段階と解される「会計監査人から特に問題となる点がないとの事実上のご了承を得られた段階」すなわち事実上の監査終了の段階での決算内容の開示を要望したものといえよう。監査終了は、監査報告書を被監査会社に交付した時点が正式な終了時点であるが、財務諸表等の適正性が確証されたことを監査人から示された時点が事実上の監査終了の段階である。このように、本要望書は、適時開示の意義を踏まえて、決算発表の時期を単に早くすることのみを求めたものではなく、開示情報の信頼の確保を得られた時期に直ちに開示することを求めたものであることは明らかである。DWGの審議においては、こうした決算短信の適正性に関する取引所の歴史的対応についても取り上げられず、決算短信により開示される財務諸表等は監査不要であるとの提言がなされており、財務諸表等の適正性の保証を行う監査人からの事実上の了承を求める取引所のスタンスについての適切な理解を得たうえでの論議がなされたかについて疑問を持たざるを得ないところである。

こうした東証の上場会社への要望を考慮して、公認会計士の自主規制機関である日本公認会計士協会が、決算発表の適時性確保に関する監査の面からの具体的方針を明らかにしたことを踏まえて、東証は「決算内容の正確かつ迅速な発表の確保」を期すことを上場会社に通知している(東証上場第126号「決算発表に関する要望について」1977年4月)。

その後、当時の証券取引法が改正され、内部者取引規制について法制度上の整備が図られ、「重要事実」の社内管理とともに開示についての対応が一段と上場会社に求められることとなった。こうした状況を踏まえると、証券市場における公正かつ透明な取引を確保して投資者保護を図るため、適時開示の重要性が一段と高まってきた。そこで、1989年3月、東証は公正な価格形成の確保と内部者取引の未然防止を図る観

点から、適時開示の意義についての一層の理解と積極的な対応を要請する文書として「会社情報適時開示に関する要請等について」(東証上管第80号)を上場会社に発するとともに、適時開示の対象とする情報及び開示における開示項目や開示の時期等について説明等を記載した「会社情報適時開示の手引き」(以下「手引き」という。)を策定し、上場会社に開示した (注10)。この手引きは、取引所として、適時開示の対象情報等を外部にはじめて明示し、適時開示における開示指導の役割を自認して策定されたものと解される。手引きは、現在、適時開示の実務において利用されている「会社情報適時開示ガイドブック」の前身である。

その後、上記の対応等による適時開示の実務慣行の定着等を踏まえ、適時開示は上場会社に対する要請から取引所の規則において定め、上場会社に対する義務付けがより明確にされた。決算発表については「決算内容が定まった場合」は直ちに行うことが求められている(上場規程404条)。ここで、「決算内容」とは、適時開示の意義からして適正であることが明らかとなった決算内容をいうものと解すべきであり、適正かどうかが明確でない決算内容は適時開示として開示されるべきものではない。そのため、「決算内容が定まった場合」については、決算内容を表示する財務諸表等の適正性の確証が得られることとなる監査人の「事実上の了承」を得た時点と解すことが適切である。これは、会計監査人の了承のない段階では、財務諸表等の修正が求められる監査指摘が生ずる可能性があることから、適正な「決算内容が定まった」段階とはいえないからである。

したがって、財務諸表等の監査報告書の提出を受ける前の時点であっても、監査人から「事実上の了承」を得た時点は実質的には監査が終了して監査意見が事実上形成された段階と考えられることから、当該段階での開示が行われることが迅速で正確な開示を求める適時開示の基本的スタンスを踏まえた対応と位置付けられる。これは、適時開示が金融商品取引法による内部者取引規制と同様に実質的側面を重視しているものであることも示しているものである。

(2) 連結財務諸表に対する監査の要求

東証は、連結財務諸表の法定開示による制度化以前から、投資判断情報として企業 集団の実態開示を行うことの必要性を認識していた。また、子会社を利用した押込み 販売等の親会社、子会社関係から生ずる不正経理への牽制効果という面における連結 財務諸表の有用性も認めていた。そこで、連結財務諸表の制度化以前から、新規上場 等の際に行う上場審査を通じて、新規上場会社及び一部指定対象会社に対して個別に 了解を得て(確約書の東証への提出)、監査人の監査報告書を添付した連結財務諸表 の開示が行われてきた (注11)。

こうした連結財務諸表の制度化以前の対応を踏まえて、制度化に向けての協議等に

おいて、東証は連結財務諸表の企業集団の業績等の実績を示す決算書としての有用性を考慮して、従来から上場管理政策において「企業の作成した財務諸表は、公認会計士の監査証明によってその信頼性が明らかにされてはじめて投資者に公表され得るもの」としたうえで、連結財務諸表についても制度化当初より当然公認会計士の監査証明がなされるべきであると主張した (注12)。なお、止むを得ず監査実施について猶予期間を設ける場合は、その期間を1年以内とすべきとした。

一方、作成主体たる上場会社サイドからは、「公認会計士監査については、その実施を当分(少なくとも2年以上)見合わせ、連結手続きに関する諸慣行の熟成をまって」適用されるべきであるという要望が提出されていた (注13)。

その後、法定開示においても連結財務諸表の有用性が広く一般にも認められ、公認会計士による監査が義務付けられている。今日、有価証券報告書等においても連結財務諸表は個別財務諸表よりも重視された情報として開示構成がなされている状況である。

(3) 半期報告書に対する監査の要求

事業年度が1年の場合における上半期に係る決算書(要約財務諸表)を開示することは、当時の証券取引法による法定開示化以前から新規上場会社等に対する東証の要求によって始められたものである。その後、1971年における全般的な法定開示制度の見直しの一つとして半期報告書制度が導入され、上半期の要約財務諸表が開示されることとなった。

この要約財務諸表の作成基準として、「半期報告書に記載される要約財務諸表の作成手続に関する試案」(企業会計審議会、1972年3月)が公表されたが、公認会計士監査の対象とはされていなかった。しかし、東証は、半期報告書の制度化以前から開示を求めていたことを継続し、引き続き、公認会計士監査を受けることを求め、監査報告書の添付を上場会社に求めた(東証証審第391号「半期報告書の取扱いの一部変更について」1971年9月)(注14)。

このように、法定開示制度において監査が義務化されなかった段階においても、東 証は投資判断情報の信頼性を確保したものこそが開示情報の有用性を果たすものとす る基本的スタンスを譲らなかったものである。その後、1977年に行われた証券取引法 の法定開示の改正において、半期報告書に記載される財務諸表の作成基準を法令上定 めることとし、あわせて公認会計士監査が義務付けられることとなった。

(4) 四半期報告書に対するレビューの要求

東証の新興企業向け市場のマザーズの開設において、四半期開示及び四半期レビューが導入された。新興企業の特徴を踏まえ、投資者保護及び市場機能の発揮の観点から、四半期毎にその業績等の開示が求められることになったものである。四半期財務諸表等に計上される財務数値の信頼性を確保するための措置については、四半期

財務諸表等の意義等を踏まえて、合理的保証としての積極的意見を示す監査ではなく、限定的保証としての消極的形式による結論を示すレビューを導入することによって対応がなされた。これは、アメリカにおけるレビュー及び国際監査基準におけるレビューにかかる実務と制度化までの経緯等を参考にしたものである。

このように、東証は四半期財務諸表等の開示の導入においては、その投資判断情報としての有用性・信頼性を確保するため、この四半期財務諸表等について公認会計士のレビューを求めることとした。ここで、わが国においてはレビューが当時の証券取引法上の法定開示において導入されていなかったことなどもあり、マザーズに関する東証の上場関係規則においてはレビューという専門用語ではなく「意見表明」という用語が用いられていたが、当該「意見」の内容、その信頼性の程度の保証については、既にアメリカ等において広く行われていたレビューを想定したものであった。したがって、レビューと「意見表明」の内容には差がないものであった。すなわち、東証は、法定開示情報以外の決算内容である四半期開示をマザーズ上場会社に求めるに当たり、その開示の中心となる四半期財務諸表等の信頼性を得るため、レビューに相当する業務による「意見表明」を東証の上場関係規則において定めることとしたものである (注15)。

以上のとおり、四半期毎の開示及びレビューも法定時開示や他の取引所の新興市場において導入されていない段階においても、東証は開示情報の有用性とその信頼性を踏まえてレビュー(「意見表明」)がなされた情報の開示を求めることとしたものである。その後、四半期開示制度及び四半期レビューが法定開示として導入された。このように、連結財務諸表及び半期報告書(要約財務諸表)の法定開示への導入と同様に、四半期財務諸表等の開示における信頼性の確保としてのレビューについても法定開示制度に対する先導的役割を自主規制機関たる東証が果たしてきたものである。

ここで、四半期毎の決算内容を開示する適時開示としての四半期決算発表に用いられるものが四半期決算短信であり、その添付資料が四半期財務諸表等である。この四半期決算短信の開示時点に関する実態調査によれば、レビュー報告書を受け取る前の段階、例えば公認会計士から事実上の確認・了解を得た時点とする会社が全体の65.9%、品質管理プロセスが終了した時点とする会社が全体の14.0%、レビュー報告書の提出が事実上確定した時点とする会社が全体の10.0%、その他1.2%となっており、監査人からの「事実上の了承」を得た段階すなわちレビューの実質的な終了の時点での開示(四半期決算発表)を行っている上場会社が大半(全体の91.1%)を占めている (注16)。信頼性のある決算内容を開示するということが求められることは、期末決算だけではないことは明らかであり、四半期決算短信においても、決算短信と同様の対応が図られているということである。

5. 財務諸表等の信頼性と公認会計士監査―決算短信に係る監査の必要性

財務諸表等は、企業の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況の実績を表示するという投資者による投資判断情報として非常に重要な役割を有するものである。財務諸表等は、記録(事実)と会計慣行(会計基準)及び経営者の主体的判断の総合的表現であるという本質からして、作成主体である上場会社が作成したことをもって適正性の確証がされるものではない。財務諸表等の適正性とは一般に公正妥当と認められる会計基準(以下「GAAP」という。)の準拠による作成・表示がなされることをいうが、財務諸表等の作成においては、不正リスク等を伴う多くの経営者の判断が必要となる。最近の不正会計の事例からしても明らかである。したがって、虚偽表示リスクは財務諸表等の本質からして避けられないものである。

しかし、財務諸表等は投資者における重要な投資判断情報であることから、法定開示における財務諸表等についてGAAPに準拠することを義務付け(金商法193条)、その適正性の確証について作成主体たる上場会社とは独立した関係にある外部の会計専門家で職業監査人たる公認会計士による監査が義務付けられている(金商法193条の2第1項)。また、適時開示についても正確なことが求められていることから(上場規程401条)、上述した財務諸表等の本質を踏まえて適正性が確証された財務諸表等が開示対象とされるものと解される。

そこで、この適時開示に関する基本規定及び前述の適時開示に係る基本的スタンスを踏まえて、決算短信について公認会計士監査が必要とされることが適時開示の信頼性の確保において不可欠であることについて次に取り上げ、法定開示とともに規制開示を構成する適時開示においても虚偽表示リスクがあるままの状況で財務諸表等が開示されることは認められないことを論述することにより、決算短信に係る監査は不要とするDWG報告書による提言が適切でないことを明らかにすることとする。

(1) 財務諸表等の虚偽表示リスクと公認会計士監査

上述のとおり、そもそも財務諸表等は作成主体たる経営者の判断・決定のみで適正性の確証がされるものではなく、作成者主体に有利となるように作成される不正リスクは広く認められているものである (注17)。そこで、最近の不正会計の多くの事例にもみられるように、公表利益をできるだけ自己に有利なものにしたいという経営者の欲求が生ずることを否定できない状況において、財務諸表等は経営者寄りの主観的判断や見積りなどが常に介在する状況の下で作成されるリスクがあることとなる (注18)。また、財務諸表等の作成において必要となる財務報告に係る内部統制においても、当該財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い「開示すべき重要な不備」が内部統制報告書 (金商法24条の4の4第1項) において表明されているものも少なくない状況である (注19)。このほか、内部統制の整備・運用を有効とした内部統制報告書を訂正

し、不備を認めている事例もある。つまり、財務諸表等を作成するプロセス自体においても、適正な財務諸表等の作成に重要な支障をきたすおそれがある場合が少なくないということである。

GAAPを構成するわが国会計基準において、IFRS(国際財務報告基準)へのコンバージェンスを踏まえた多くの改正・新設において、経営者による判断や見積りが一層多く盛り込まれることとなっているが、こうしたことは現行企業会計の特徴を示すものであり、企業の業績等をより適正に表示する財務諸表等の作成に向けた対応というべきものである。したがって、経営者の判断・決定のみで適正性を確証できないという財務諸表等の本質を踏まえれば、投資者が投資判断情報として財務諸表等を利用する場合、財務諸表等の適正性の検証を行う公認会計士監査の必要性がより一層求められることとなっていることは明らかであろう。

ここで、財務諸表等の適正性の検証を行う公認会計士監査において、当然、不正リスクによる虚偽表示リスクについては広く認められており、それに対する十分な職業的懐疑心が求められているところである(監査における不正リスク対応基準「第一職業的懐疑心の強調」、監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」II要求事項1.職業的専門家としての懐疑心)(注20)。例えば、業績の中心となる売上高という収益認識に対しては不正リスクがあるとの推定を行うことが必要であり(監基報240第25項)、また経営者による内部統制の無効化リスクも不正による重要な虚偽表示リスクとして評価しなければならない(監基報240第30項)。監査人は不正による重要な虚偽表示リスクと評価したリスクを「特別な検討を必要とするリスク」(以下「特検リスク」という。)として取り扱わなければならない(監基報240第26項)。

さらに、2016年1月に公表された日本公認会計士協会会長通牒「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」を踏まえ、虚偽表示リスクへの対応強化の視点から、同通牒の「3. 内部統制の無効化リスク」の記載を留意事項として監査ツールへの追加がなされるなど、虚偽表示リスクに対応する監査手続きを一層強化するのための措置が取られている状況である(監基報1号「監査ツール」、様式8-3)。

(2) 財務諸表等に対する信頼性の確保と公認会計士監査

東芝事件等のように、上場会社が不正な会計を行い、それを担当監査法人が見逃したことなどにもみられるように、最近、上場会社による虚偽表示の財務諸表等の開示リスクが高まっている状況にある (注21)。しかし、専門的職業監査人である公認会計士は、上場会社が作成した財務諸表等の適正性を監査する業務を担当する者として指定されている (金商法193条の2第1項)。つまり、財務諸表等の監査は、公認会計士の独占業務とされており、会計及び監査のプロとして高い職業倫理が求められていることから、通常、公認会計士監査は正当に行われているはずである。したがって、財

務諸表等の適正性に関する合理的保証を担当する公認会計士監査において、一部、上記のように相当の注意を怠った監査等がなされていたとの指摘・処分がなされていることは事実であるが (注22)、前(1)において取り上げたように、監査人としての職業的懐疑心の重視を基礎とした監査手続きの一層の充実・強化等を踏まえ、これらの問題のある監査は例外的なものとして位置付けることが相当である。

こうした例外的な問題のある監査を除いた通常の監査においては、不正リスクのほか誤謬リスクも踏まえれば、監査終了前において被監査会社が作成した財務諸表等についてその修正を求める監査指摘が一切検出されないと事前に決まっているわけでないことは言うまでもないことである。財務諸表等の作成者たる上場会社において監査人たる公認会計士からの指摘を受けた場合、それに従って誠実に財務諸表等の修正を行い、適正な財務諸表等を作成し、開示しているというのが通常であろう。既に取り上げたように、財務諸表等の作成において、収益の認識・計上、資産等に関する評価・見積り等においては、経営者の判断が伴うことは必然であり、そこに重要な虚偽表示リスクすなわち監査上の特検リスクがあることから、被監査会社たる上場会社は監査人たる公認会計士による批判的検証及び専門的観点からの指導に誠実に対応する必要がある。

以上のとおり、作成主体たる上場会社による作成のみをもって公認会計士監査が不要とされる財務諸表等については、その適正性すなわち開示される投資判断情報としての信頼性が確保されていないことは明らかであろう。期末決算の財務諸表等だけでなく、四半期決算の四半期財務諸表等の開示についても信頼性の確保が必要である。したがって、開示情報としての要件たる正確性・信頼性に該当する適正性が不明な決算短信及び四半期決算短信の開示は認められるべきではないことから、DWG報告書による決算短信・四半期決算短信について「監査及び四半期レビューが不要であることの明確化」(同報告書II 2.(2)①i)は適切な提言とは言えないと考えられる。

(3) 決算短信に係る監査時間の必要性と開示による監査リスク

前記4.(1)に取り上げたように、決算短信の開示の時期は監査人からの「事実上の了承を得られた段階」という実質的な監査終了の時期が適切という東証の要望は、監査報告書の入手まで求めていない。しかし、開示の段階を上場会社が保守的に判断し、会計監査人の監査報告書を入手した時となると考えて、会計監査人の監査報告書日が決算発表以前となっている会社が約40%となっていることなど、監査報告書日が決算短信の発表タイミングの影響を受けており、決算短信の発表の早期化に呼応して監査期間の短縮が図られることや監査時間の確保への支障につながっていることなどが監査業界から指摘されている (注23)。こうした監査業界による指摘は、まさに公認会計士監査における実態を踏まえたものと真摯に受け止めるべきである。

上記の監査実務の状況についての理解を踏まえれば、決算短信の開示の早期化の度合いが適切な時期を超えたものとなっているというべきであろう。前述したとおり、適正性が認められた時点での決算短信の開示が必要であることから、早期開示のみが求められるような状況を作り出すことは、適時開示の意義・信頼性からしてあってはならないことである。

また、今回DWG報告書により提言されたことを踏まえ、監査実施の進捗状況と関係なく決算短信が開示された場合、監査リスクが生ずると考えられる。上場会社が決算短信により企業業績等を一般に開示・公表した後において、当該決算短信の重要な修正が必要となれば、決算内容の開示行為のみならず開示を行った当該上場会社そのものに対する不信等が生ずることが想定されるため、決算短信の作成主体である上場会社においては当初開示の当該決算短信・財務諸表等の維持(非修正)を強く望むことが考えられる。そのため、監査において発見・判明した指摘事項による財務諸表等の修正を監査人が求めた際の被監査会社たる当該上場会社による抵抗等が監査リスクとして生ずることが考えられる。こうした観点からしても、監査人からの「事実上の了承を得られた段階」より前すなわち実質的な監査終了前に決算短信における財務諸表等及びそれを根拠とするサマリー情報の開示は行われるべきではない。

6. サマリー情報のみの開示の相当性

決算内容は財務諸表等により示されるものであるが、DWG報告書においては「決算短信及び四半期決算短信による情報開示の意義が速報性にあること」とし、「投資者の投資判断を誤らせるおそれがない場合には、決算短信及び四半期決算短信の開示時点では連結財務諸表の開示を行わなくともよいこととし、開示可能になった段階で連結財務諸表を開示することを認めることとする。」としている(同報告書6頁)。つまり、財務諸表等を添付せず、サマリー情報のみの開示を提言している。このサマリー情報のみの開示は、決算内容の開示として適切ではないことについて、以下において論述する。

(1) 開示の基本的要件とサマリー情報のみの開示

開示の基本的要件として、開示内容と開示方法に係る要件があるが、ここでは開示 内容に関する要件を掲げれば次のとおりである^(注24)。

<投資者サイドからの要件>

- ・網羅性―投資判断に影響を及ぼすべき重要な企業情報を網羅していること
- ・的確性―開示内容が的確に理解されるものであること

<企業サイドからの要件>

・秘密事項の非開示性―経営活動に重要な支障をきたすことが想定される企業

秘密まで開示を求められないこと

・開示費用の合理性—開示に係る費用と効果とを比較考量した合理的な範囲を 超える開示費用とならないこと

上記の開示内容に関する基本的要件に照らしてサマリー情報のみの開示の相当性 を考える場合、投資者サイドからの要件を踏まえての検討を行うことで足りるもの と考えられる。

① 網羅性

決算短信のサマリー情報においては、前期比の形態で、経営成績として売上高・営業利益・経常利益・当期純利益(親会社株主に帰属する当期純利益)等、財政状態として総資産・純資産・自己資本比率等、キャッシュ・フローの状況として営業活動、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローと現金及び現金同等物期末残高等が記載される。これらは、財務諸表等において集約等をされた特定の項目の金額等を掲記しているだけのものであり、当該金額等を構成する項目等及び経営成績等に関する説明である定性的情報という重要な情報は記載されていない。これらの重要な情報は、投資判断において必要となる収益性及び流動性等を評価・分析する上で欠くことのできないものである。

したがって、サマリー情報のみの開示では「網羅性の要件」に適合しない と考えられる。

② 的確性

的確性の要件は、網羅性を満たす開示において、その開示内容が的確に理解されることを求めるものである。したがって、上記①に述べたように、網羅性を満たしていないサマリー情報のみの開示は、的確性の要件の適用以前のレベルのものである。したがって、サマリー情報のみの開示では、「的確性の要件」にも適合しない。

(2) サマリー情報と財務諸表等との関係

前述したように、サマリー情報において記載される財務諸表等における特定の項目等である①売上高・営業利益・経常利益等、②総資産・純資産等、③営業活動、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フロー等は、財務諸表等における各勘定科目の集計値を示すいわば小見出しの項目やそれらを用いた割合等(自己資本当期純利益率等)である。したがって、サマリー情報として開示される特定の項目等の適正性は、それを構成する各科目等を計上している財務諸表等が適正であることが前提となる。

また、決算短信による決算内容に関する情報開示は、投資判断情報として非常に重

要視されていることが実証研究等によっても明らかにされているが (注25)、決算短信情報としてはサマリー情報のみを対象としているものではなく、添付書類としての財務諸表等や定性的情報も開示情報として受け止められている。投資判断における決算内容に関する情報の理解と分析等からすれば、当然のことであろう。

したがって、サマリー情報における特定の項目等が信頼性のある適正なものといえる段階においては、適正な財務諸表等が作成済みであることが前提であることから、 両者は一体となっているものであることを踏まえた開示の対応が必要である。

7. 適時開示関係規則によるDWG提言の検討

開示に関する理論的側面から、前記 5. 及び 6. において DWG 報告書の提言について論述してきたが、ここでは「適時開示ルール」を構築する取引所の適時開示関係規則に照らして同提言が適切かどうかを検討することとする。

適時開示の基本的スタンスとして「常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示」を求めること(上場規程401条)を受けて、上場会社が適時開示を行う場合の遵守条項が規定されている(上場規程412条1項各号)。そこで、当該遵守条項に照らして決算短信において開示すべき情報について、次に取り上げることとする。

- (1) 開示する情報の内容が虚偽でないこと(上場規程412条1項1号)…決算発表に本号を適用した場合、開示される決算内容が虚偽でないとは決算内容が適正でないものであってはならないということである。すなわち、決算短信における財務諸表等及びその一部の金額等を示したサマリー情報が適正でなければ開示してはならないこと、換言すれば適正性を有していないまたは適正性が不明な段階における決算内容の開示は、本号を遵守していないものと解される。したがって、前述のとおり、監査人からの「事実上の了承を得られた段階」での開示が虚偽でない開示として認められるものと考えられる。
- (2) 開示する情報に投資判断上重要と認められる情報が欠けていないこと(上場規程412条1項2号)…前記6.(1)①において述べたように、サマリー情報に記載される情報のみの開示は、決算内容についての投資判断における重要情報において欠けているものがあると考えられる。投資者は、投資の意思決定を行う際に、会社の経営成績等の分析、評価等を行い、将来キャッシュ・フローの見込みを含めた企業価値に関する判断を行うこととなる。こうした投資判断を行っていくためには、財務諸表等における特定の項目等のみではなく、財務諸表等そのものが重要情報であることは明らかであることから、サマリー情報のみを開示して財務諸表等の開示を行わないことは、本号において求めている

「開示する情報に投資判断上重要と認められる情報が欠けていないこと」が遵守 されていないことになるものと考えられる。

- (3) 開示する情報が投資者判断上誤解を生じせしめるものでないこと(上場規程412 条1項3号)…前(2)において述べたとおり、決算内容を示す決算書たる財務諸表等の特定の項目等のみを開示して当該財務諸表等を開示しないことは、重要な情報が欠けており、誤解を生ぜしめるおそれがあることも否定できないであろう。したがって、サマリー情報のみの開示の場合は、投資判断上誤解を生ぜしめるおそれがあり、本号が遵守されていないことになるものと考えられる。
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、開示の適正性に欠けていないこと(上場規程412条 1項4号) …本号においては、前述の適時開示の基本的スタンス(上場規程401条)及び開示審査(上場規程412条2項、上場管理等に関するガイドラインII 2.)を踏まえ、開示方法に係る適時性と公平性にも問題がないことが求められているものと解される。適時開示の基本的スタンスを踏まえれば、決算内容の開示に係る適時性とは、単なる迅速性のみを求めた時点での開示ではなく、適正性が確証された段階で直ちに開示することが相当であると考えられる。したがって、適正性が確証されていない段階での財務諸表等及びサマリー情報の開示については、開示の適時性を求める本号が遵守されていないことになるものと考えられる。

以上のとおり、短信は「速報」であるとして、監査・レビューは不要であり、かつ、 開示対象はサマリー情報のみとして、財務諸表等を開示せずに「投資者の投資判断を 誤らせるおそれがない場合」があるとするDWG報告書の提言は、取引所の適時開示 関係規則に照らしても適切でないものと考えられる。

おわりに

本稿において、決算短信における財務諸表等の一部(特定の項目)等を記載するサマリー情報及び添付資料の当該財務諸表等については、適正性を確証するに足る監査人の事実上の了承を得た段階すなわち事実上の監査終了の時点において開示がなされるべきことを取り上げ、これらについて監査不要とするDWG報告書の提言は適切ではないと考えられることを論述した。財務諸表等の適正性の確証は、DWG報告書が指摘する法定開示のみに求められるものではない、ということの理解が必要である。決算内容の適時開示とは、「速報」と位置付けることによって適正性が明らかでない状況下で単に早期性のみが求められる開示というものではなく、適正性が実質的に確証されて、信頼性の得られた投資判断情報としての適格性を得た段階での開示であって

こそ、適切な適時開示であるということが明確に認識されなければならない。

こうした認識が不十分であると、決算内容の開示の時系列(前述3.(1)の<決算内容に関する開示時期>)からして、適時開示による法定開示の補完機能にも問題を生ぜしめることとなる。すなわち、適正性が明らかでない、つまり適正性が不明な段階において「速報」として決算短信が一般に開示される一方で、株主に対しては適正性が確証された計算書類(定時株主総会の招集通知の添付書類で会計監査人の監査報告書も添付される。)が提供されることから、適正性が確証された財務諸表等に係る情報の非対称が解消されないこととなる。「速報」とされた決算短信について必要な修正が行われた「確報」としての有価証券報告書が一般に開示される時期は、既に取り上げたように計算書類が株主に提供された後であることから、適時開示(決算発表)は株主たる投資者と株主でない投資者との間の情報の非対称を解消するという法定開示の補完機能も適切に果たせなくなるということである。また、決算短信において必要な修正がない場合においても、監査が不要とされた決算短信については適正性が不明であることから、「確報」としての有価証券報告書が一般に開示されるまで、適正性に関する情報の非対称の解消が不明な状況のままとなることから、適切な対応でないことは明らかである。

また、サマリー情報のみを開示して財務諸表等を開示しない決算内容の開示は開示情報として十分でなく、前述のとおり、開示する情報において投資判断上重要と認められる情報が欠けて誤解を生じせしめるおそれがあることから、適切な開示対応としては認められない。さらに、計算書類とサマリー情報を比較すれば、財務諸表等と同様の決算内容を示す計算書類とサマリー情報との間で情報の格差が生ずることも明らかである。したがって、財務諸表等を開示せずにサマリー情報のみの開示を求めることは、開示の意義からして問題があるほか、決算内容全体(計算書類)が開示される株主とその一部しか開示されない株主ではない投資者との間の情報の非対称を生ぜしめることとなり、この点に関しても適時開示が法定開示の補完機能を適切に果たせなくなる。

以上のとおり、①決算内容の適時開示(決算短信)を「速報」として監査人の監査 (四半期決算はレビュー)は不要であり、②サマリー情報のみの開示として財務諸表等は開示しないこともある、とするDWGの提言には問題があると考えられる (注26)。適時開示は、法により義務付けられている自主規制業務の視点からしても、その意義と信頼性を踏まえて適切に行わなければならないことが明確に認識されなければならない。

また、財務諸表等の適正性を保証する役割を担う監査人たる公認会計士が必要な監査手続きを実施するために必要となる監査時間は十分に確保されなければならないこ

とは当然のことであり、改めて言うまでもないことである。しかし、既に取り上げたとおり、監査時間が十分とれないような監査の早期化が決算発表の時期を踏まえた被監査会社たる上場会社から要望されているという実態が生じている。そこで、適時開示たる決算発表の信頼性の確保、すなわち適正性のある決算短信のサマリー情報及び財務諸表等の開示の確保のためには、上場会社に対して取引所から要請されている現行の「決算発表の早期化」について見直す必要があると考えられる。適時開示は、早期化という迅速性だけでなく、正確性(上場規程401条)を踏まえた虚偽防止を求めていること(上場規程412条1項1号)からすれば、上記の監査人からの要請に真摯に向き合って対応することによって、適時開示が求める決算内容の正確性すなわち財務諸表等の適正性を確保できる環境の整備に資するものとなるからである。証券市場におけるディスクロージャーに係る重要なインフラの役割を担っている公認会計士監査が適切に行われるよう支援することは、市場の自主規制機関たる取引所に求められるべきものであろう。

(注)

- 1. 同報告書においては、添付書類としての連結財務諸表を開示不要として掲げており、連結財務諸表の作成を要しない場合(非連結の個別財務諸表)を取り上げていないが、内容的には、この場合の個別財務諸表の開示不要も含めて掲げているものと推定される。短信の様式にも、これらの双方の場合のものが設けられている。そこで、本稿においては、同報告書の提言は短信の添付書類としての連結財務諸表または個別財務諸表が開示不要との提言と捉えて論述を行うこととし、以後の本文において連結財務諸表または個別財務諸表を財務諸表等と表示することとする。
- 2. 短信はサマリー情報と添付資料から構成され、通期の決算短信と四半期の四半期 決算短信がある(東証「決算短信・四半期決算短信 作成要領等」)。本稿におい ては、通期の決算短信を主として取り上げる。この決算短信のサマリー情報にお ける記載項目の一つとして業績(連結財務諸表作成の場合は連結業績、非連結の 場合は業績)がある。具体的には、売上高や営業利益等の各段階の利益の額を示 す連結経営成績(経営成績)、総資産や純資産等の連結財政状態(財政状態)、営 業活動によるキャッシュ・フロー等の連結キャッシュ・フローの状況(キャッ シュ・フローの状況)という財務諸表等において計上される一部の項目の金額及 びそれらを用いた経営比率等を掲記しているものである。添付資料は、定性的情 報と財務諸表等から構成される。

- 3. 本稿においては、取引所として(株)日本取引所グループ及びその傘下の(株) 東京証券取引所(本文及び注において「東証」と略称する。)を取り上げること とする。また、取引所の規則としては、東証の規則を取り上げ、その規制対象と して上場株券の発行者たる上場会社を取り上げることとする。
- 4. DWG報告書においても、「現在、我が国の企業情報の開示に関しては、証券取引所上場規則(以下「取引所規則」という。)・会社法・金融商品取引法に基づく3つの制度が整備されている。」(同報告書2頁)としており、適時開示も制度として位置付けられている。
- 5. 金融商品取引所等に関する内閣府令を取引所等府令と略称している。
- 6. 久保幸年『適時開示制度と定性的情報の開示』、中央経済社、2010年6月、19~ 22頁
- 7. 法定開示と適時開示における開示内容の相違点は機能面において補完する性質を 持っているとの指摘もなされている。神崎克郎『ディスクロージャー』、弘文堂 法学選書7、弘文堂、1978年9月、34頁
- 8. 東証による各年度毎の「決算短信発表状況の集計結果」参照。平成27年度(3月期決算)の決算発表までに要する所要日数の平均は、「平成28年3月期決算短信発表状況の集計結果について」によれば、決算日後39.4日である。
- 9. 法定開示と適時開示との相違の詳細については、次を参照。久保幸年「公的規制と自主規制によるディスクロージャーの構成と課題―法定開示と適時開示―」、宝印刷総合ディスクロージャー研究所編『金融商品取引法上のディスクロージャー制度に関する課題』(別冊商事法務 NO. 369)、商事法務研究会、2012年4月、137~152頁
- 10. 久保幸年「「会社情報適時開示の手引き」と公開報告書等の提出・公衆縦覧 (ファイリング)制度」『企業会計』、Vol. 41、No. 5、1989年5月、43~48頁
- 11. 東証による連結財務諸表の導入等に関しては、次を参照。久保幸年『マーケット サイド・ディスクロージャー 市場指向の企業情報開示』、2000年5月、中央経 済社、117~121頁
- 12. 東証「連結財務諸表の制度化についての要望書」、1975年5月
- 13. 経団連・経理懇談会「連結財務諸表の制度化に関する第二次覚書」、1975年5月
- 14. 事業年度が1年の上場会社に対する中間財務諸表への対応の詳細については、久保・前掲注11. 121~125頁を参照。
- 15. 久保幸年「四半期ディスクロージャーおよびレビューの導入について」『経理情報』NO.920、2000年6月、22~26頁

- 16. 東証『四半期開示に関する上場会社の意識・実態調査結果の概要』(2009年10月) の「2. 四半期決算短信における公認会計士等の関与の実態」なお、公認会計士 の「事実上の了承」を得た段階のほかの時点の開示として、「四半期報告書の無限定結論報告書が提出された時点」での開示が全体の5.8%、公認会計士の「了解は特段得ないで開示している」は全体の3.0%にとどまっている。
- 17. 作成主体・経営者による不正リスクを踏まえて、監査人は重要な虚偽表示が財務 諸表等に含まれる可能性を考慮しなければならないことが監査基準において規定 されている(「監査基準」第二 一般基準4)。監査の基礎的指針たる監査基準に おける規定は、財務諸表等の本質についての旧来からの認識として「財務諸表が 単なる事実の客観的表示ではなく、むしろ多分に主観的判断と慣習的方法の所産 であること」が指摘されている(旧「監査基準」(1950年制定)序論)。
- 18. 伊豫田隆俊、松本 祥尚、林隆敏著『ベーシック監査論(七訂版)』、同文舘出版、2015年10月、10~11頁。こうした不正リスクは開示の実態にも反映しており、上場会社において「過去3年間に概ね4社に1社の割合で不正が発生しており、不正の発生割合は減少していない」との現状調査の結果も示されている(デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社・有限責任監査法人トーマツ『企業の不正リスク実態調査 2016』、2016年10月)。したがって、「財務諸表は決して絶対的なものではなく、むしろ「仮決算書」たる性格を有し、会計処理にあたっていかなる方法を適用したか、どんな判断を下したかによって、その内容が異ならざるを得ない。」(日下部與市『新会計監査詳説』、中央経済社、1970年3月、10頁)という財務諸表等の本質に係る指摘は、今日においても極めて妥当で、かつ重要なものである。
- 19. 「【資料】開示すべき重要な不備 平成27年4月期~28年2月期決算会社の開示事例」『週刊 経営財務』、No. 3279、2016年10月、36~44頁、「【資料】開示すべき重要な不備 平成28年3月期決算会社の開示事例(前編)」『週刊 経営財務』、No. 3282、2016年10月、25~28頁、「【資料】開示すべき重要な不備 平成28年3月期決算会社の開示事例(後編)」『週刊 経営財務』、No. 3283、2016年10月、31~36頁
- 20. 監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」を以後においては、監 基報240と略称する。
- 21. 有価証券報告書等の重要な法定開示資料における虚偽表示等に対する行政処分 (課徴金納付)が毎年生じていることが公表されている(証券取引等監視委員会 「開示規制違反に係る課徴金納付命令勧告の実施状況」)。また、最近のマクロ経 済動向等や上場企業における新たな事業やビジネスモデルの変更等を踏まえ、不

正会計リスクに留意することなども監督当局から指摘されている(証券取引等監視委員会事務局「I 2最近の開示検査の取組みについて」『金融商品取引法における課徴金事例集~開示規制違反編~』、2016年8月)。

- 22. 毎年度、一部の監査法人において監査手続きや法人運営等に関する問題点が検出されて処分を受けている。その処分に係る検査を行っている公認会計士・監査審査会は、処分勧告を公表するとともに(「2-7 公認会計士・監査審査会の勧告一覧」『公認会計士・監査審査会の活動状況(平成27年度版)』)、検査等で発見された不備等の根本原因等を説明して改善を求めている(各年度の『監査事務所検査結果事例集』)。
- 23. 日本公認会計士協会・公認会計士制度委員会研究資料第2号『会社法監査に関する実態調査―不正リスク対応基準の導入を受けて―』、2015年9月
- 24. 久保・前掲注6. 5~9頁
- 25. 投資判断情報としての決算短信の重要性に関して実証研究が数多くなされている。 例えば、最近の研究としても「決算短信制度は株式市場の株価形成にとって根幹 の制度である」との実証研究の成果も指摘されているところである。蓮井彰「決 算短信の情報有用性は過去25年間で低下していたか」『早稲田商学』第434号、 2013年1月、739頁

また、「証券取引法上の重要書類である有価証券報告書の方が、こうした証券取引所規則である適時開示を一年分集約して一冊の文書として残すべき年鑑、年報的な存在に過ぎず、証券市場に公開している株式会社に関する限り、有価証券報告書なき適時開示はありえても、適時開示なき有価証券報告書は論理的にありえないのである。」との指摘もなされている。上村達男「証券市場の開設・運営に係る法規制」『企業会計』、Vol. 56、No. 5、2004年5月、83頁

26. 東証が決算短信・四半期決算短信の開示について、このDWG提言に対応するための見直しをすることは、本稿の論述を踏まえ、適切なことではないと考えられる。

(参考文献)

- 1. 金融庁・会計監査の在り方に関する懇談会提言書「会計監査の信頼性確保のため に」、2016年3月
- 2. 金融庁・金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告書「建設的な対話の促進に向けて」の策定に係る開催審議会の議事録及び当該開催審議会に提出された同審議会委員の意見書
- 3. 久保幸年『適時開示の理論と実務』、1992年10月、中央経済社

- 4. 久保幸年「決算内容の適時開示について」『RID ディスクロージャーニュース』 VOL. 26、宝印刷(株)総合ディスクロージャー研究所、2014年10月、155~162頁
- 5. 証券取引等監視委員会事務局『金融商品取引法における 課徴金事例集~開示規制違反編~』の「Iはじめに」及び「II開示規制違反の傾向」、2016年8月
- 6. 鈴木直行「会計情報の提供プロセスにおける経営者の裁量の意義と問題点」日本 銀行金融研究所『金融研究』、2003年3月
- 7. 田原泰雅、大谷潤、小川恵輔、善家啓文、羽深宏樹、浜田宰、林雄亮「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要」『旬刊商事法務』、No. 2105、2016年7月、4~11頁
- 8. 内藤文雄「会計処理のフレキシビリティと監査判断の限界—T社のケースをめぐる制度問題—」『会計』第189巻第5号、2016年5月、56~69頁
- 9. 日本公認会計士協会『開示・監査制度の在り方に関する提言―会社法と金融商品取引法における開示・監査制度の一元化に向けての考察―』、2015年11月
- 10. 日本公認会計士協会『不正な財務報告及び監査の過程における被監査会社との意見の相違に関する実態調査報告書』、2016年5月
- 11. 若杉明「会計数値の信頼性と意思決定有用性」『LEC会計大学院紀要』第5号、 2009年3月、15~32頁

(くぼ ゆきとし・大原大学院大学 会計研究科教授)